

1996 年反テロリズム及び効果的な死刑に関する法律

(仮訳)

※ 法律趣旨及び被害者補償関係部分のみ掲載

(以下原文 1214 頁)

法律

テロの阻止、被害者への正義、効果的な死刑その他の実現を目的とする法律

< 中略 >

(以下原文 1243 ~ 1247 頁)

副編 C—テロ被害者の支援

第 231 条 略称

本副編は「1996 年テロ行為の被害者に対する正義法」と引用することができる。

第 232 条 テロ行為の被害者

- (a) テロ被害者に支援および補償を提供する権限—1884 年犯罪被害者法 (42 U.S.C. 10601 以降) は、第 1404A 条の後に下記の新しい条を挿入することで修正される。

第 1404B 条 テロ行為または集団暴力の被害者に対する補償および支援

- (a) 米国外でのテロ行為の被害者—室長は、第 1404 条(a)項に定める追加的補助金を州に供与することにより、米国の領土外でテロ行為または集団暴力の被害者となった当該州の居住者であって、1986 年外交官等防護および反テロリズム法第 VIII 編に基づく補償を受ける資格を有さない者に対し、補償および支援を提供することができる。
- (b) 米国内におけるテロ行為の被害者—室長は、米国内で発生したテロ行為または集団暴力の被害者のために緊急救援(危機対応活動、支援、訓練および技術的支援を含む)を提供する適格な州の被害者補償及び支援制度に備えて、第 1404 条(d)項(4)号(B)に定める追加的補助金を州に供与することができるほか、緊急救援を実施する際に州の被害者補償支援活動と連携して使用する資金を検察局に提供することもできる。
- (b) テロ行為、集団暴力および犯罪の被害者を補償および支援する資金の調達—1984 年犯罪被害者法第 1402 条(d)項(4)号 (42 U.S.C. 10601(d)(4)) は、下記のとおり修正される。
- (4)(A) 第 1403 条(a)項(1)号に基づき補助金を州に全額供与するために、基金において利用可能な金額が十分である場合、局長は 1 会計年度中に預託された金額のうち、前会計年度中に基金に預託された総額の 110 パーセントを超える部分を、緊急準備金として留保することができる。当該準備金は 5,000 万ドルを超えないものとする。
- (B) 上記(A)において言及された緊急準備金は、第 1404B 条に基づく追加的補助金に用いることができるほか、追加的補助金が必要な年の第 1403 条および第 1404 条に基づく補償および支援を目的として補助金を州に供与するために利用可能な資金の補充に用いることもできる。
- (c) 犯罪被害者基金の修正—
- (1) 支出義務のない基金—1984 年犯罪被害者法第 1402 条 (42 U.S.C. 10601) は、
- (A) (c)項において、「項」を削除して「章」を挿入し、
- (B) (e)項を以下のとおり修正する。
- (e) 供与されたが使用されていない金額—本章に基づく補助金の一部として供与されたにもかかわらず、供与された会計年度末に至っても使用されていない金額については、その後 2 会計年度中のいかなる時点でも、供与された目的で使用することができるが、当該期間の終わりに支出義務なしで残存している金額の 50 万ドルを超える部分については、財務省に返還しなければならない。支出義務なしで残存している金額が 50 万ドルに満たない場合には、基金に返還されるものとする。
- (2) 基準額—1984 年犯罪被害者法第 1404 条(a)項(5)号 (42 U.S.C. 10603(a)(5)) は下記のとおり修正される。
- (5) 本項で使用される場合、「基準額」は、下記の意味を有する。
- (A) 下記(B)に定める場合を除き、50 万ドル
- (B) 北マリアナ諸島連邦、グアム、アメリカン・サモア、およびパラオ共和国の領土に関しては 20 万ドル。ただしパラオ共和国の部分は米国とパラオ共和国との間での自由連合協定が適用される。

第 233 条 テロ行為の被害者に対する補償

- (a) テロ犯罪に対する補償の要求—1984 年犯罪被害者法第 1403 条(d)項(3)号 (42 U.S.C.10602(d)(3)) は、下記のとおり修正される。
- (1) 「飲酒運転」の前に、「テロ行為が関与する犯罪」を挿入し、
 - (2) 「飲酒運転」の後に、コンマを挿入する。
- (b) 外国でのテロ行為—1984 年犯罪被害者法第 1403 条(b)項(6)号(B)は、「を有さない州である」の前に、「米国外であるか、(補償対象の犯罪がテロ行為である場合、合衆国法律集第 18 編第 2331 条に定義) または」を挿入することによって修正される。
- (c) CARTNEY MCRAVEN CHILD DEVELOPMENT CENTER の指定 —
- (1) 指定—
 - (A) 全般—サウスダコタ州エルスワース空軍基地ルメイ大通りの連邦ビルが、「CARTNEY MCRAVEN CHILD DEVELOPMENT CENTER」として知られる。
 - (B) 代替ビル—本法の制定日より後に、本号記載の建物に代わる新しい連邦ビルが上記(A)記載の場所に建設された場合、その新しい連邦ビルが、「Cartney McRaven CHILD DEVELOPMENT CENTER」として知られるものとする。
 - (2) 参照—(1)号において言及する連邦ビルが法律、地図、規則、文書、書類その他合衆国の記録において参照された場合には、「Cartney McRaven CHILD DEVELOPMENT CENTER」が参照したものとなる。
- (d) 発効日—本条および本条による修正は、本法制定日から 1 年後に有効となる。

第 234 条 犯罪被害者基金

- (a) 滞納犯罪者への支払いの禁止
州犯罪被害者補償制度による債務者—
- (1) 全般—1984 年犯罪被害者法第 1403 条(b)項 (42 U.S.C. 10602(b)) は下記のとおり修正される。
 - (A)(7)号末尾の「および」を削除し、
 - (B)(8)号を(9)号に変更し、
 - (C)(7)号の後に下記の新しい号を挿入する。
 - (8) 当該制度は、連邦法に基づき有罪と宣告されたいかなる者にも、罰金その他の金銭的懲罰につき、または犯罪に対して課された不当利得返還につき滞納した期間に関しては補償を与えない。
 - (2) 修正の適用—本条(1)号が追加された 1984 年犯罪被害者法第 1403 条(b)項(8)号は、合衆国裁判所事務局局長と協議した司法長官が特定の決定書を交付する日までは、いかなる者に対しても被害者補償を拒絶する目的では適用されない。ここでいう特定の決定書とは、刑事債務の徴収機関が運営する、利用が容易で費用効果の高い刑事債務支払い追跡システムが、いかなる者に対しても被害者補償が拒絶されないことを保証する（法律によって認められている場合を除く）に足る連邦被害者補償制度の所轄機関との間で、利用が容易で費用効果の高い通信リンクを確立した旨を決定するものである。
- (b) 資産調査の目的での収入からの除外—
1984 年犯罪被害者法第 1403 条 (42 U.S.C. 10602) は、(b)項の後に下記の項を挿入することによって修正される。
- (c) 資産調査の目的での収入からの除外—犯罪被害を受けたために、医療その他の支援（または当該支援の費用の支払いもしくは償還）が一部と全部の如何を問わず申請者にとって必要となった場合（局長の決定に従う）に当該支援を提供する連邦政府、州政府または地方自治体の制度（連邦の資金を使用）においては、所得につき最大限許容される適格性要件の目的上、他のいかなる法律にもかかわらず、本条に基づく犯罪被害者補償制度を通じて申請者が受け取る犯罪被害者補償金の金額は、申請者が当該制度の一切から受け取る支援金の全額が、犯罪の結果として被った損失に対して申請者を完全に補償するのに十分になるまでは、申請者の所得に含まれない。

第 235 条 犯罪被害者のために外部非公開の有線テレビで中継される裁判手続き

- (a) 全般—連邦刑事訴訟規則の相反する規定にもかかわらず、犯罪被害者が刑事裁判を見られるように、裁判の開催地が変更され—
- (1) 最初に起訴された州の外で、かつ、
 - (2) 当該手続きが本来行われるはずであった場所から 350 マイル超離れている場合、見ることに切実な利害を有し、裁判開催地の変更によってもたらされる不便と経費が理由で、それ以外の方法では見ることができないと裁判所が判断した者のために、第 1 審裁判所は裁判の外部非公開の有線テレビ中継を命じるものとする。
- (b) アクセスの制限—
- (1) 全般—正式の裁判所および警備担当のスタッフ、その他裁判所が特に指名した者を除くいかなる者も、裁判の有線

テレビ中継を視聴することは許されない。

- (2) 例外—ある者が審理における他の証言を聞いたとしたら重大な影響を受けるであろうと当該裁判の裁判長が判断した場合、裁判所は、その者を(1)号に基づいて指名してはならない。

(c) 制限—

- (1) (a)項に基づき送信された信号は、常に裁判所の管理下であり、裁判所によって課された条件でのみ送信する。
(2) (a)項に基づき送信される信号の公衆への放送または伝播は、いずれも行ってはならない。(a)項の実施において何らかのテープが作成される場合には、そのテープは裁判所の所有物であり、封印して保持する。
(3) 本項または本項に基づく規則もしくは命令に対する違反は、合衆国法律集第 18 編第 402 条に記されているとおり、法廷侮辱罪として罰せられる。

- (d) 寄付金—合衆国裁判所事務局は、裁判所による(a)項の実施を可能にする寄付金を受け入れることができる。

(e) 解釈—

- (1) 本条のいかなる定めも、以下のように解釈してはならない。—

- (i) 米国またはそのいずれかの公務員もしくは被用者に対する訴訟原因を、いずれかの者のために生み出すこと。
(ii) いずれかの者に、本条が適用される訴訟において、いずれかの者に抗弁を提供すること。

- (f) 定義—本条において、「州」という用語は、いずれかの州、コロンビア特別区、または米国のいずれかの領土を意味する。

- (g) 規則—合衆国法律集第 28 編第 331 条に基づく規則作成権限に基づき、合衆国司法会議は、規則を公布し、または既存の規則を修正し、本条が扱った方針を発効させることができる。当該規則を実施した時点で、本条は失効する。

- (h) 発効日—本条は、1995 年 1 月 1 日以降に提出された事件にのみ適用する。

第 236 条 技術的修正

1984 年犯罪被害者法第 1402 条(d)項(3)号(B) (42 U.S.C. 10601(d)(3)(B)) は、「1404A」を削除し、「1404(a)」を挿入することによって修正される。